

西暦	和暦	国	滋賀県, (旧)志賀町	木戸村, 守山集落	守山集落T氏	年齢
(近世以前)						
7~8世紀			小規模な製鉄集団比良山地で活動			
818	弘仁9		比良山地の材木, 造営用として一般の伐採禁止			
平安末期			比良牧, 荘園化し木戸, 比良, 小松の三荘に	木戸荘から比叡山根本中堂に香木・松・榎などを備進		
鎌倉初期				木戸・比良荘と葛川との境界相論初見		
1261	弘長1			木戸荘と葛川との境界相論において木戸荘に山仕事を生業とする柚人の存在が記録		
1280	弘安3		小松荘(小松村)と音羽荘(打下村)との相論初見			
(近世以降)						
1612	慶長17		小松村からの石の切り出しを確認できる相論資料			
1638	寛永15			「毛吹草」に近江の名産として「木戸石(切石に用いる)」があげられる		
1662	寛文2		寛文大地震, 湖辺の地形変化により田地が減少			
1667	寛文7			福谷山出入にて草刈が困難に付き出作者よりの訴状出る		
1669	寛文9		和邇3ヶ村と龍華3ヶ村の間で入会山をめぐる相			
1672	寛文12			福谷山こえ草かり入許可方の出作者よりの訴訟		
1673	延宝1			同上事件北船路村への出作者存亡に関わる問題に付き, 福谷山下草刈取り方の訴状出る		
1681	天和1			大物村1686年まで毎年堤普請, 経費の下賜を願う		
1691	元禄1			木戸村と守山村山の村領境にて草刈場に付き出入伊香立村仲介にて話合つく		
1692	元禄5			(村方明細書よりこの頃の守山村) 耕作の間男女共山かせぎ, 売薪を行う 川筋2ヶ所, 毎年砂ざらえ普請を行う 木柴売買用の船持百姓5人 飢饉の年には「りょうぶ, わらび, せり, おぼこ」を食す 田畑の肥料は, 曾草(3尺回り200束ほど/反) + 大雨洪水にて八町田, ぬりこ川被害発生, 普請す		
1708	宝永5					
1710	宝永7		北・南比良村と高島郡鹿ヶ瀬村が山境相論			
1713	正徳3		栗原村の山麓入会地開発をめぐる相論			
1716	享保1	享保年間頃に各地で猪鹿害あり	北小松村, 打下村間の境界裁許絵図; この前に相論にあたり小松村から江戸へ直訴一処罰	八町田川, 堤を設け, 毎年川浚えをする		
1725	享保10			用水工事願提出, 八町田川堤防大雨で欠壊する		
1734	享保19			「近江輿地志略」に特産物として木戸村からの庭石, 庭松があげられる		
1735	享保20			大雨続く, 八町田川, ぬりこ川崩れて被害発生 猪垣造成につき役所へ援助依頼する		
1736	元文1		栗原村猪垣築造にあたり下竜華村と証文かわす			
1737	元文2			(村方明細書よりこの頃の守山村) 耕作の間男女共山稼ぎ行, 葛川村山へ毎年米2石8斗づつ納め柴をとる 田畑の肥料は, 秣草, 灰, 油かす, ほし? 中谷筋より大雨, 大洪水, 山崩発生する		
1753	宝暦3			荒川村の山主と大物村の石屋が石の切り出しをめぐる争う		
1762	宝暦12					
1779	安永8		北比良村猪垣修復記録(以降数年おきに記録)			
1785	天明5			大物村四ツ子川大規模な堤修復		
1789	寛政1			湖水位高く浜田被害を受ける, 猪鹿被害甚大 大物村, 寛政年間に木の猪垣を石垣に変える		
1805	文化2		東海道京都-大津間の車石の敷設に木戸石が利用される			
1819	文政2		文政大地震, 北比良村の猪垣が破損する			
1822	文政5		南小松村助郷忌避の願い出に, 近年猪垣を竹垣から石垣にした記述, また, 石材資源が枯渇しつつある状況を記述			
1836	天保7		大風雨にて洪水, 田地凶作			
1842	天保13		大物村四ツ子川大規模な堤修復			
1852	嘉永5		大風雨で四ツ子川堤防決壊 その後, 大物村四ツ子川に「百間堤」が築かれる			
1854	嘉永7			大谷川氾濫, 荒川村田地10町埋まる		
1860	万延1		大風雨により大凶作			
1867	慶応3			大暴風雨にて浜の田大被害を受く		
1868	明治1	明治維新	大津県が設置される, 明治5年に滋賀県に改称			
1870	明治3		山村に栗・栃を保存し, 馬鈴薯を植えさせ凶作に備える			
1873	明治6		甲賀郡野上野村と頓宮村を始め, 各地に山論多			
1882	明治15		樹苗園設置			1
1884	明治17		「共有山林保護例」制定			3
1885	明治18		県下に大雨あり, 各河川氾濫し, 被害甚大			4
1886	明治19		「民林取締規則」制定			5
1887	明治20		「民林植樹奨励金下付規則」を定める(共有私有を問わず民有の山林原野の樹苗植栽, 保護規約 励行可良のものに県より奨励金下付)			6

1889	明治22	市制・町村制施行	河川流木取締規則を定める(いかだ, 単木につき制限)			8
1896	明治29		県下, 豪雨で琵琶湖が氾濫し, 記録的な大水害となる	守山, 共有林約6haを山割	この頃山調方に入る	15
1897	明治30	森林法公布	昨年の大洪水により沿湖住民有志が琵琶湖治水会規約をつくる, 琵琶湖治水会成立			16
1901	明治34		瀬田川南郷洗堰着工			20
1902	明治35		「第一次15ヵ年間継続事業」開始 管内の4林区に樹苗圃設置し, 無立木林等に樹苗及び奨励金公付 林業奨励規則により, 郡市町村に荒廃公有林野の植樹造林計画をたてさせる 県下の私有水面エリ, 漬柴漁籍調査行う, 網エリ15, エリ2638, 漬柴3097			21
1903	明治36		豪雨続き, 湖辺浸水し, 被害反別6867町歩に及ぶ			22
1905	明治38		南郷洗堰新築工事完成	県第一模範林を滋賀郡木戸村木戸に設置(木戸村)		24
1906	明治39		林業奨励規則による分苗圃を設置	木戸村, 県第一模範林に植栽開始	山調方引退, 消防組に入る ※この頃「切込」百束で約4	25
1907	明治40	森林法改定	種苗交付規則(町村その他の公共団体が樟(くす), 樺(けやき), 漆(うるし)の樹苗を植栽するときには県から種苗を無償交付)	守山, 村有林への植林事業開始	結婚, 長女誕生	26
1908	明治41		「森林法施行規程」制定	木戸村, 模範林植栽完了		27
1909	明治42		部落有財産を市町村に移管し, 市町村の基盤強化を訓令	守山, 約15ha山割	勤儉貯蓄組合長就任, 弟養子にでる	28
1910	明治43	地方改良運動開始 部落有林野統一	「公有林野造林補助規程」制定			29
1911	明治44			木戸村, 木戸造林森林組合設立	区長就任 (M44.4~T2.3)	30
1913	大正2		大雨襲来, 河川氾濫し大被害出す		村会議員就任 (T2.4~T3.3)	32
1916	大正5		県は治水の根本計画, 林業政策樹立に資するため, 水源地調査に着手 県は森林の整理改良をはかるため林業講和制度を実施 県は御大典記念として22年継続で県有林造成事業計画樹立		※村有林の掃除刈で一人40銭の手間賃	35
1917	大正6		滋賀県山林会創立 暴風雨続き, 琵琶湖増水し洗堰の角落としをめぐり, 滋賀県・大阪・京都の間に紛争おこる 「第二次15ヵ年継続事業」開始 「公有林野施業規則」制定			36
1918	大正7		「造林奨励規程」制定 造林用優良種子採取のため母樹の選定		※桑園化のために山林開墾	37
1921	大正10				区長就任 (T10.4~T11.3)	40
1923	大正12		豪雨襲来し, 彦根で土砂崩壊, 東海道線列車脱線し, 大惨事起こる 伊香郡丹生村に官行造林実施契約成立(県内官行造林の最初)			
1926	大正15			江若鉄道, 木戸まで延伸		
1934	昭和9		室戸台風襲来, 県下大被害受ける			
1935	昭和10		豪雨により滋賀郡一帯が大水害に見舞われる			
1938	昭和13		民有林間伐奨励規程を定める ガス発生炉用木炭生産共同設備奨励規程を定			
1939	昭和14		生松脂の採取奨励始まる			
1940	昭和15		木炭県外自由移出禁止 木炭配給塔性規則施行細則定める 紀元2600年記念県行造林			
1942	昭和17		薪炭生産の重点県に指定される			
1943	昭和18		薪炭配給統制規則施行細則を定める 薪炭増産助成要綱を定める			
1944	昭和19		県農業会, 松根油など緊急増産措置要綱を決定			